

おおいた木の良さを生かした建築賞ロゴマーク使用要領

第1（趣旨）

この要領は、おおいた木の良さを生かした建築賞（以下「建築賞」という。）を県内外に広め、建築賞の認知度を高めることを目的に、設計者、施工者等がロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2（使用届）

ロゴマークを使用しようとするものは、あらかじめ「おおいた木の良さを生かした建築賞ロゴマーク使用届出書」に必要な書類を添付して、大分県木造住宅等推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出する。

第3（届出の受理）

前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は除き、届出を受理するものとする。

- （1）建築賞の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- （2）ロゴマークを正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- （3）法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- （6）その他会長が不適當と認めたとき。

第4（使用料）

使用料は無料とする。

第5（使用の際の遵守事項）

ロゴマークの使用にあたっては、ロゴマーク使用マニュアルの適用を遵守すること。

第6（使用の禁止）

ロゴマークの使用方法等について、会長が不適當と認める場合は、その使用を禁止するものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和2年2月1日から施行する。